

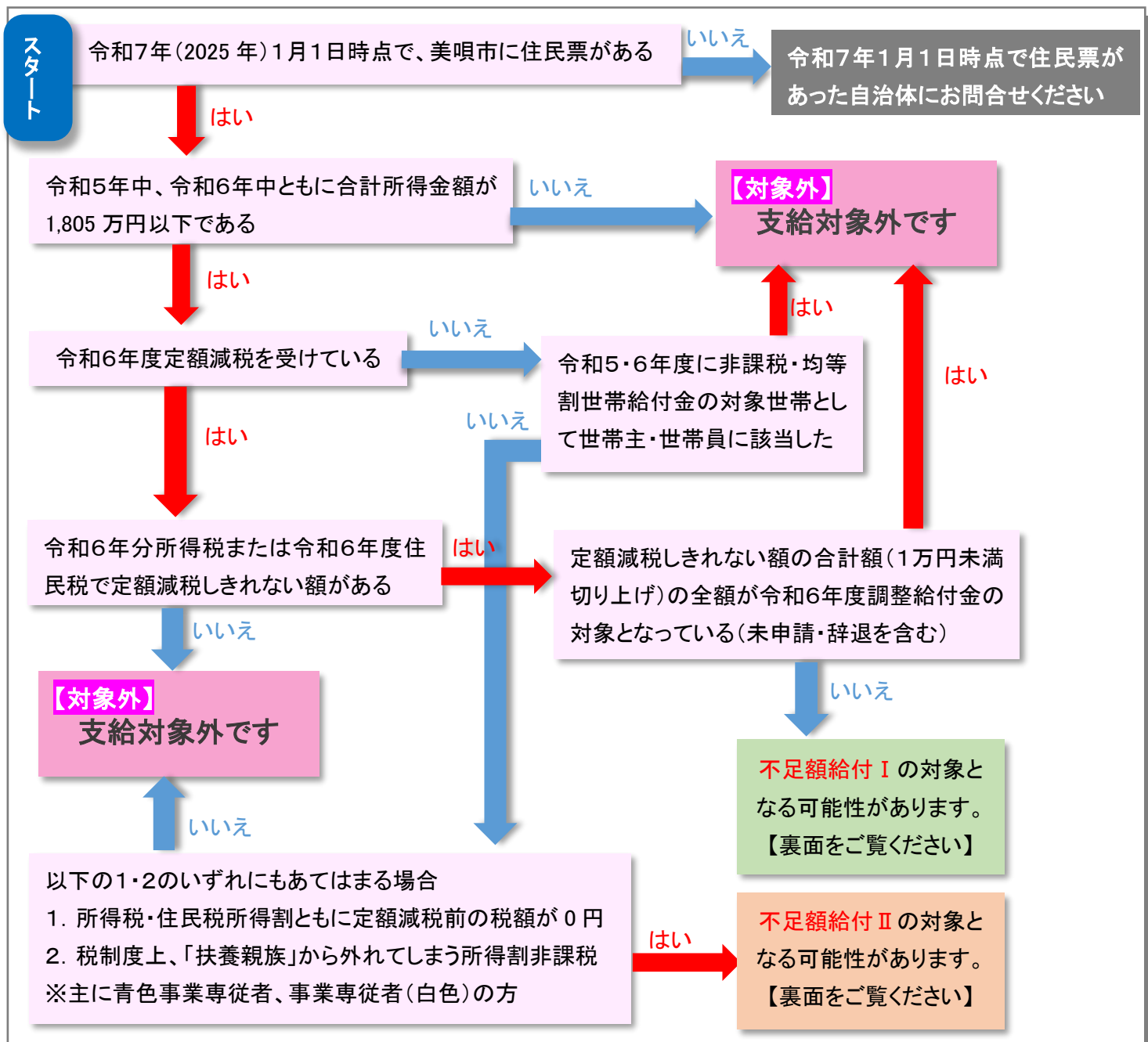
令和7年度定額減税補足給付金 (不足額給付)について

定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年分所得税、令和6年度住民税、定額減税(所得税及び住民税)の実績額等が確定したことで、不足額給付Ⅰ、不足額給付Ⅱのいずれかに該当し、令和6年度に実施した定額減税調整給付(当初調整給付)の額に不足が生じた場合に、追加で給付を行うものです。

市では、既に対象者へ通知書を送付し、追加給付を実施しております。

この度、本給付金に対する参考資料として「対象確認フローチャート」を作成いたしましたので、ご活用ください。

令和7年度 不足額給付 対象確認フローチャート



※フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。

※定額減税しきれている方や調整給付の支給額に不足が生じていない方は、申請しても給付の対象とはなりません。

不足額給付Ⅰ

当初調整給付(令和 6 年度実施)の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額(令和 6 年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和 6 年度分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給するものです。(不足する額を 1 万円単位で切り上げて給付します。)

<対象となる例>

1. 令和 5 年と令和 6 年で所得が大きく変動した場合
 - ・令和 5 年所得よりも、令和 6 年所得が減少した場合(事業不振、退職等)
 - ・令和 5 年所得がなく、令和 6 年所得がある場合(学生の就職等)
 - ・税の更正(修正申告)により、令和 6 年度分個人住民税所得割が減少した場合
2. 令和 6 年中に扶養親族が増えた場合
 - ・子どもが生まれたことで扶養親族が増えた場合 など…

不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1 人当たり原則 4 万円を支給するものです。

<対象となる例>

1. 課税世帯に属している「事業専従者(青色・白色)」
2. 課税世帯に属している「合計所得金額 48 万円超」の方のうち、令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度住民税所得割額がいずれも 0 円の方(定額減税適用前、税額控除後) など…

(注 1) 所得税・個人住民税合わせて既に 4 万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額 1,805 万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 表面の「対象確認フローチャート」で、**不足額給付Ⅰ**または**不足額給付Ⅱ**に該当すると思われる方で、市から給付金に関する通知書等の書類が届いていない方は、美唄市臨時特別給付金推進室にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

美唄市臨時特別給付金推進室(美唄市役所 1 階 相談室内)

電話番号 0126-35-7141(直通)

時間: 平日の午前 9 時～午後 5 時(土日・祝日を除く)

不足額給付金の「**振り込み詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。